

赤い羽根共同募金
歳末たすけあい地域福祉活動推進助成

ふ だんの
く らしを
し あわせに



募集案内

地域計画等で定める地域住民を対象とした交流事業及び
地域の福祉・健康の増進につながる事業を実施することを目的とした行事に、
地域歳末たすけあい募金をご活用ください

助成額

上限額は、令和８年４月の世帯数によって決定します。
詳細は募集要項

例えばこんな活動

・年末年始をより良く過ごすための福祉活動
・孤立することなく安心して暮らせるための福祉活動
・昔から伝わる行事、子どもから高齢者まで幅広い世代が集う地域行事

申込み締切

令和８年
８月31日(月)

対象経費

行事にかかる経費
材料費・印刷費
使用料・消耗品費など





お気軽にお問い合せください

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
三重県共同募金会 松阪市共同募金委員会

※各様式はこちらからダウンロード可能
https://matsusakawel.com/download/

赤い羽根共同募金

歳末たすけあい地域福祉活動推進助成　募集要項

この助成事業の財源は、皆さんからお寄せいただく地域歳末たすけあい募金です。

１．目的

地域計画等で定める地域住民を対象とした交流事業及び地域の福祉・健康の増進につながる事業を実施することを目的とした行事に対して、活動費の一部を助成します。

赤い羽根共同募金は助成事業を通じ、各地域の福祉活動を応援します。

２．対象団体

各住民自治協議会または地区福祉会のいずれかで小学校区単位で事業を実施する団体とする。

３．助成対象期間

令和８年１２月１日～令和９年１月３１日

４．審査基準

（１）地域計画又は総会計画に盛り込まれている内容であること。

（２）活動に必要な経費に自己資金を助成額の１割以上充てていること。

（３）助成の対象となる事業の目的や助成金の使途が適切であること。

５．助成対象経費

（１）地域計画等で定める地域住民を対象とした交流事業及び地域の福祉・健康の増進につながる事業を実施することを目的とした活動にかかる経費のうち、消耗品費、材料費、印刷製本費（チラシや資料の印刷費）、通信運搬費（郵送代）、保険料、賃借料（会場使用料）等とする。

（２）歳末たすけあい配分事業は、歳末期の主旨に基づいた飲食代・旅費・入場料・個人給付を対象とする。

６．助成額

上限額は、３，０００世帯未満（５０，０００円）、３，０００世帯以上（７５，０００円）

※ただし、共同募金助成事業予算の範囲内で助成額を調整する場合がある。

７．助成金の申請

提出書類に必要事項を記載し、持参又は郵送等にて提出する。

（１）提出書類

・赤い羽根共同募金助成金交付申請書（様式　第１号）

・事業計画書（様式　第２号）

８．申請締切日

令和８年８月３１日（月）

９．助成金の決定

松阪市社会福祉協議会において募集要項に基づき審査し助成額を決定する。

決定通知は、請求書式とともに申請団体に送付する。

10. 助成金の請求

交付申請者は以下の必要書類を記入のうえ、助成金を請求する。

（1）提出書類

・請求書（様式　第３号）

・通帳の写し（振込先の口座番号と名義が記載されているページ）

（2）請求書提出締切日

決定通知書が届いてから1か月以内を目安にご提出ください。

11. 助成金の報告

活動が完了した日から1か月以内に提出書類に必要事項を記載及び添付し提出する。

（1）提出書類

・赤い羽根共同募金助成金実施報告書（様式　第４号）

・実績報告書（様式　第５号）

・添付書類

・領収書、レシート等支払い内容が確認できるもの

・ありがとうメッセージ

12. 助成金の返還及び行事内容の変更

（1）事業計画の変更が生じる場合は、活動実施前に変更届出書（様式　第６号）を提出し再度選考を受けなければならない。

（2）助成を受けた団体が、災害その他特別な事由による場合を除き、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、返還届出書（様式　第７号）とともに助成金の全額または一部を返還しなければならない。

・助成決定された行事を実施しない、または実施する意思が認められないとき。

・助成決定され行事を中止し、完了する見込みがないとき。

・助成金を助成決定された事業計画以外に使用したとき。

13. 提出先

松阪市社会福祉協議会　最寄りの本所・支所

本　　所	殿町 1563	TEL23-2941	三雲支所	曽原町 2678	TEL56-7247
松阪支所	鎌田町 213-1	TEL30-5210	飯南支所	飯南町横野 885	TEL32-4630
嬉野支所	嬉野権現前町 423-9	TEL42-2718	飯高支所	飯高町富永 72-1	TEL45-1125

じぶんの町を良くするしくみ。

“赤い羽根共同募金”を財源とした助成金は、助成要綱において対象となる事業や使い道について定められています。

助成要綱をもとに事業ごとに助成要項を定め年度ごとに募集を行います。まずは、申請をされる助成金の募集要項や募集案内をご確認ください。

“赤い羽根共同募金”は、地域の皆さまからお寄せいただいた募金です。募金の趣旨をご理解いただき、日々の福祉活動にお役立てください。

募金運動の推進期間　10月～3月

地域の福祉活動を応援するために、助成を受ける団体の皆さまにもご協力をお願いしています。



例えば、助成を受ける活動に赤い羽根共同募金の助成を受けていることを当日のあいさつやチラシ等で皆さまにお知らせください。のぼり旗の貸出やチラシ等に入れるためのロゴマークのお渡しをしています。



松阪社協キャラ　福っきー

助成金の報告時には『ありがとうメッセージ』の提出をお願いします。赤い羽根共同募金がどのように活用されているのかをより多くの方に知っていただくことが大切と考え『ありがとうメッセージ』は、社協だよりやﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ、Facebookなど広報に使用させていただきます。

申請手順

助成金のご案内

↓

申請書の提出　ちぇっく

- ☐ 助成金交付申請書（様式第１号）
- ☐ 事業計画書（様式第２号）
- ☐ 記入漏れはありませんか？

↓

助成決定通知

↓

請求書の提出　ちぇっく

- ☐ 請求書（様式第３号）
- ☐ 金額はあっていますか？
- ☐ 通帳コピーの添付はありますか？

↓

助成金の送金

↓ ※振込み確認を

申請内容と変更ありませんか

- ☐ 変更がある場合、変更申請書（様式第６号）を提出してください。
- ☐ 返還がある場合は、返還届出書（様式第７号）を提出してください。

↓

報告書の提出　ちぇっく
事業終了後 速やかに

- ☐ 実施報告書（様式第４号）
- ☐ 実績報告書（様式第5号）
- ☐ 添付書類
- ☐ 領収書（レシートも可）には内訳が記載されていますか？
- ☐ ありがとうメッセージは添付されていますか？